

平成28年度

**第2回杉並区まちづくり景観審議会
議 事 録**

平成28年8月30日（火）

議 事 録

会議名		平成28年度第2回杉並区まちづくり景観審議会
日時		平成28(2016)年8月30日(火)午後3時00分～午後4時00分
出席者	委員	有賀、篠沢、大澤、園、亀山、堀、小張、松本
	説明者(区)	政策経営部 施設整備担当課長 都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長 都市計画課長、まちづくり推進課長、 土木管理課長、みどり公園課長
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年度第2回まちづくり景観審議会座席表 2 杉並区まちづくり景観審議会委員・専門委員名簿 3 景観重要建造物の指定(案)について (まちづくり景観審議会資料1) 4 景観重要樹木の指定(案)について(まちづくり景観審議会資料2) 5 杉並区景観計画 5 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について (まちづくり景観審議会資料3)
議事次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> ① 景観重要建造物の指定(案)について ② 景観重要樹木の指定(案)について 2 報告案件 <ol style="list-style-type: none"> ① 杉並区景観計画の改定について ② 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について

平成 28 年度第 2 回杉並区まちづくり景観審議会

まちづくり推進課長 それではどうも雨の中ご視察ありがとうございました。定刻となりましたので、平成 28 年度第 2 回杉並区まちづくり景観審議会の開催をお願いいたします。

本日のまちづくり景観審議会につきましては、中島委員と尾谷委員からご欠席の旨ご連絡をいただいております。このため現在、景観審議会委員 10 名の委員のうち、8名の委員の方がご出席されておりますので、第 2 回杉並区まちづくり景観審議会は有効に成立しております。

それでは審議会の開会を会長よろしくをお願いいたします。

会 長 それではただいまから、平成 28 年度第 2 回杉並区まちづくり景観審議会を開会いたします。

本日の傍聴の申し出は 0 名と伺っておりますが、よろしいですか。

まちづくり推進課長 はい、結構でございます。

会 長 はい、わかりました。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。

まちづくり推進課長 本日の審議案件でございますが、審議の案件としては 2 件ございます。

1 件目は、景観重要建造物の指定に関してでございます。

2 件目は、景観重要樹木の指定に関する審議ということでございます。

杉並区景観条例第 22 条第 2 項及び第 25 の 2 第 2 項の規定に基づきまして、区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いいたします。

それから、報告案件でございますが、こちら 2 つございます。

1 つは、昨年来、いろいろご意見いただきました杉並区景観計画の改定につきましてのご報告でございます。

2 つ目は、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果をご報告させていただきます。

本日の資料でございますけれども、まちづくり景観審議会資料の 1 から 3 と、参考資料ということで、事前に委員の皆様にお送りしているところがございます。

それから、先ほどバスの中で角川庭園のリーフレットを 2 種類。それから、荻窪の文化財めぐりマップということで、資料のほうをお渡ししているところ

ろでございますが、不足のほうはよろしいでしょうか。よろしいですか。

以上でございます。

会 長

それでは、ただいま議題の宣言がございましたが、本日は審議の案件が2つございます。景観重要建造物の指定案についてというのと、それから景観重要樹木の指定案についてと。これは区長から諮問を受けておりますので、この2つの案件については、事務局から同時にご説明いただいた上で、同時に議論したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、お願ひします。

まちづくり推進課長 それでは、説明のほうも一括でさせていただきます。

本日、ご用意いたしました資料の1番、それから2番のほうでご説明してまいりたいと存じますが、あわせて参考資料のほうもごらんいただきながら、ご説明をさせていただきますと存じます。

まず、資料1ということでご用意をいただければと思ひます。

まず、「景観重要建造物の指定（案）について」ということでございます。

景観法あるいは景観計画の指定方針に基づきまして、今回、景観重要建造物の指定を行うというものでございます。

2番の「指定対象」のところでございますが、先ほどご視察いただきましたように、建物の名称といたしましては幻戯山房（角川庭園）ということでございます。

住所それから所有者、建物規模等は記載のとおりでございます。

構造につきましては、木造の腰葺き銅板瓦葺き2階建ということでございます。

この建物の沿革ということですが、昭和30年に竣工した建物でございます。

俳人で角川書店の創設者でもございます角川源義さんの旧邸宅を、杉並区が寄贈を受けまして改修を行った上で、区立公園として開園をしているところでございます。

なお、この建物につきましては、平成21年11月に国の登録有形文化財に登録をされているというような経過がございます。

それから、「立地条件等」でございますが、これにつきましては1枚おめくりいただきまして、写真の資料をつけてございます。資料の左上に地図がございますけれども、荻窪駅が一番近い駅ということございまして、善福寺川に向けて南側に下がって来るところの高台にあるような立地条件ということござ

ざいます。

建物の写真、庭から撮った写真が右側でございます。また、道路側、内観の写真が下に並べているとおりでございます。地域のシンボリックな建物になっているというふうな状況でございます。

それから、もう一枚ちょっとおめくりをいただきますと、指定範囲ということで資料を用意してございます。

これにつきましては、今回、建造物の指定でございます。景観法の規定の中では、景観重要建造物につきましては、一体をなす土地につきましてもあわせて指定が可能であるというふうな規定もございますので、指定の範囲としては、この赤く囲った敷地も含んだ形で今回の指定範囲というふうに考えてございます。

それでは、もう一度資料の表紙のほうをちょっとごらんいただければと存じます。

「(3)指定理由」のほうでございます。まず、①ですが、幻戯山房につきましては、杉並区景観計画のモデル地区、大田黒公園周辺地区ですが、この中にございます。そして、その近傍には史跡であります荻外荘、あるいは区立大田黒公園などの景観資源がございます。これらとあわせまして、歴史・文化を基調としたやはり景観まちづくりに貢献する建造物であるということが1つの前提と思っております。

また、この建物は築61年、昭和30年でございますので、築61年を経過したものでございまして、良好な住宅地として発展してきた荻窪の地域の歴史や文化を象徴する建物ということでございます。

また、現在、この荻外荘、幻戯山房は、年間を通じてさまざまなイベントも開催しておりまして、地域の方にも親しまれているという状況です。

それから、②ですが、ごらんいただきましたとおり、建物につきましては、アプローチの部分の樹木などとあわせて、道路から容易に望むことができる状況にあると。

また、③ですが、区が所有しておりまして、今後も適切な維持管理がなされるめどがあるものでございまして、当然、区の同意も得ているという状況でございます。

最後、スケジュールでございますが、記載のとおり、本日、諮問を行った上で、9月上旬には所有者への通知、それから10月下旬以降には標識の設置あ

るいは指定の周知ということを経験まちづくりのイベントあるいは景観録の発行などを通じまして周知をしていきたいという考えでございます。

以上が、景観重要建造物の指定（案）でございます。

続いて、資料2でございますけれども、景観重要樹木の指定（案）でございます。

こちら景観法の第28条第1項及び、今回、改定を行いました杉並区景観計画の指定方針に基づきまして、指定を行うものでございます。

2番の「指定対象」でございます。対象樹木は、杉並区立坂の上のけやき公園のケヤキを1本指定するものでございます。

住所、所有者等は記載のとおりでございます。

樹容などは記載のとおりでございますが、2番の樹容のところでございますように、この樹木は平成26年に杉並区の貴重木（景観木）ということで指定をされてございます。これは杉並区みどりの条例に基づくものでございますけれども、そうした指定が行われているということでございます。

この樹木、景観、公園も含めた沿革でございますが、開発計画に伴いまして、やはり古くから地域のシンボルとして親しまれていたこのケヤキの大木を保存するために、約8,600名の方の署名などが提出されました。これらを踏まえまして、区としましては、区が当該敷地を取得して、平成22年に区立公園として開園したというところでございます。公園の設計、維持管理などにつきましては、これらの公園の設計の過程におきまして、地域住民の方のご参画も得ながら、4回ほどさまざまな検討を行ってきたというような経過がございます。

(2)の「立地条件等」ですが、これはちょっと1枚おめくりいただきまして、別紙のほうをごらんいただければと存じます。

一番近い駅は西荻窪駅になりますが、西荻窪駅から北側の善福寺川の近くの高台にあるというような立地になってございます。

写真のほう、これはきょうごらんいただいた公園の敷地の中のもの。それから、敷地の外の交差点から撮った写真に加えまして、遠景の②は善福寺川の坂を下りていった、善福寺川の反対側から撮ったような写真でございますが、非常に大木ということで、地域のランドマーク的な樹木になっているということでございます。

もう一度、表紙のほうにお戻りいただきまして「指定理由」でございます。

指定理由の①ですが、このケヤキにつきましては、杉並区景観計画のモデル

地区（善福寺公園周辺地区）の中にございます。善福寺川とその高台、これが織りなす自然・地形などを生かした景観づくりに貢献する樹木ではないかというふうにございます。

また、この樹木につきましては、周辺道路から望めるということとはもとよりございますが、写真のほうでご説明したとおり、善福寺川の周辺からも望むことが可能ございます。また、古くから地域のシンボルとして親しまれているということございます。

それから、②ですけれども、この樹木につきましては、区立公園の中にございますので、現場でもご説明しましたが、これまでも維持管理を行ってまいりました。そうした目途があるものございます。また、所有者である区の同意も得ているという状況ございます。

今後のスケジュールは、建造物と同様ございます。こちらのほうにつきましても、指定後、指定の周知ということで、イベントあるいは景観録の発行などを通じて、お知らせをしていきたいというふうにございます。

それから、本日ご用意した参考資料ございますが、この指定に絡むところございますが、参考資料の1番ということご覧いただければと存じます。これは杉並区景観計画からの抜粋ございますけれども、それぞれの樹木がどういう位置にあるか、それぞれ坂の上のけやき公園は善福寺公園のモデル地区、幻戯山房は大田黒公園周辺のモデル地区にあるというような状況を示したものでございます。

それから、参考資料2番は景観重要樹木と貴重木の制度の比較ございます。

そして、参考資料の3番として添付いたしましたのが、杉並区の「貴重木一覽」というところございます。この資料3番の裏面、2ページ目になりますけれども、裏面を返していただきますと、「公共」ということで分けられておりますが、その一番上に「ケヤキ」が書いてございます。これは、今回、指定をしようと思っております坂の上のけやき公園のケヤキございまして、貴重木の中で、公共の唯一の景観木という状況ございます。

最後に、参考資料の4番ございますが、これはことしの6月に少しこのケヤキのことが取り上げられました。もともと地域の方々の保存活動ということがあったということございますが、それを踏まえてこういった絵本をつくられて、「坂の上のケヤキ」、そのことをちょっと紹介されるような記事が出ました。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

会 長 どうもありがとうございました。

ただいまの審議案件の1と2とあわせてご説明をいただきましたので、同時に審議していきたいと思えますけれども、委員の皆さん方からぜひご意見をいただきたいと思えますが、資料1、資料2に示されているとおり、指定の対象とそれから指定の理由ということをごらんいただきながら、審議についてご意見いただければと思えますので、いずれからでも結構ですが、便宜上、資料1からやりましょうか、ということで、ご意見があったら、ぜひ。

お願いします。どうぞ。

委 員 幻戯山房のほうなのですけれども、基本的には賛成というのが大前提ですけれども、その中で、きょう見た中で、大変今どきこの大都市の中でこれだけの景観があるというのはすばらしいなど、こう思ったのですが、反面、さてこの景観がいつまで保てるのかなという気もしたのですね。その辺について、維持管理とも関連するのでしょうかけれども、現在の考え方、具体的に私が勝手に想像すると、手っ取り早い話として、シラカシの高垣がありますよね。あのシラカシがある理由というのはということ踏まえて、その延長上で単純にやってしまうのとか、いろいろ勝手な想像をめぐらすことができるわけですけれども、維持管理の中で、今後、どういうふうな基本的なイメージを持っていたいのかという、そんなところをちょっと伺いたいと思うのですが。

会 長 いかがですか。

まちづくり推進課長 それは、今の指摘全体という意味でございますか。

委 員 そうですね。

まちづくり推進課長 幻戯山房（角川庭園）につきましては、みどり公園課のほうでご所管をしておりますし、建物は私どもまちづくり推進課が持っております。そういう中で、まず公園として、あるいは建物として、現在のやはり創建当時の姿を極力残しつつ整備してきた公園でございますので、それが今後とも継承されていくように、毎年それは維持管理という部分では続けていくというところでございます。

委 員 建築的には、今どき、ああいうイメージが持てる建物というのは、非常に少なくなっているので、ぜひとも維持をしていただくのはありがたいなど、こう思うのですね。その中で、現地でもちょっと思ったのですが、多分もっと耐震

補強しなければならないという構造、確認申請上の改善もそのうち出てくるのではないかと予想できると思うのですけれども、そういったところも踏まえて、ぜひあの建物を維持できるような維持管理体制のほうをお願いできたらというふうに思います。

会 長 ありがとうございます。

みどり公園課長 樹木管理の関係で、みどり公園課のほうでも面倒を見ていますけれども、建物と樹木の庭の維持管理を含めて、NPOのすぎなみ学びの楽園というふうになっています。

ですので、建物と庭とを一体的に整備するという形でございますので、景観を今あるものを維持したというものを尊重した手入れがされているということと考えています。

委 員 ということなのでしょうけれども、外から見た景観と、中から見た景観と両方あるわけで、その辺、中から見た景観というものも大変すばらしいなど。でも無理だろうなど、こういう思いを含めて、高垣をずるずると回してしまえばいいのという、外から見た景観にも影響があるし、当然、中からも影響があるしといったようなところで、その辺、今後、ぜひ維持管理の中での創意工夫も我々も提案を含めて、いろいろとやっていかなければいけないですねという、その辺、どういうふうにお考えいただけるのかなという、そういうレベルのことでした。

会 長 技術的なご検討は、必要に応じて行政のほうでもやっていただくとして、ひとえにここで景観重要建造物の指定については、適切な維持管理がなされるめどがあるという意味では、区が所有されているということと言うと、1つの安心材料にはなっているのかなというふうな判断はできると思いますので、完全に民間所有のものとは違うので、まずは指定の要件としてはよろしいのではないかなというふうに思いますが、今、ご意見いただいたように、具体の修繕だとか、いろいろな補強だとかが必要になった場合は、技術的に少しご検討を、なるべくその景観の重要建造物であるという趣旨に鑑みて、適切に施していただくということ。そういうふうなご意見ですよ。

委 員 そうです。

会 長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願いします、どうぞ。

委 員 その適切な管理と修繕に関しまして、現況を中からみた景観という話が先

ほどございましたが、床材がメープルの輸入のものが張られていまして修繕されていまして、こちらはちょっとばらばらな印象を受けました。

ですので、指定管理者でNPOさんが入っているということですが、そういった修繕がある場合は、もう少し細やかに材料とか、色彩なんかをチェックしていく必要があるのではないかと感じました。

会 長 詩歌室のところですね。

委 員 そうですね。

会 長 ○○委員ともさっきちょっと立ち話をしながら、何でこんな床材に変わったのかなという話はしていたのですけれども。

ご意見としていかがですか。何かありますか。何であの材を張ってしまったかというのは何かわかりますか。

まちづくり推進課長 昨年度、床暖房を施工をしました。ご覧いただいたように、開口部が大きな建物ということもあります。それで、やはりご高齢の方のご利用も非常に多いということで、もう長い間、何とか暖房をというような、ご要望をいただいております。それで、建物自体、いわゆるバリアフリーの対応にはなっておりませんが、スリッパを履かないでご利用いただいております。このため、余計に足元が寒いというような話もございまして、昨年、そうしたことで改修をさせていただいたという状況で、今の形になっているというところでございます。

委 員 わかりました。床暖房対応でも、もう少し材料を選べるとお思いますので、そのあたりは少し丁寧にされたほうがいいのではないかなと思います。

会 長 あれはだから、そういう材料、あるいは仕様を選ぶときには、あれは区のほうでやられる。それともNPOのほうでやっている。

まちづくり推進課長 区のほうです。

会 長 区のほうでやっていらっしゃる。だから、そここのところの目配りですよ。

委 員 あれはもともとは畳の和室だったのですよね。あそこは。もともとは畳だったのでしょうか。そうではないのですか。

会 長 あるいは本当にシンプルな板張りかどちらかなのでしょうか。

まちづくり推進課長 そうですね。もともとは畳の居間ということです。

会 長 畳ですか。

委 員 床暖だと、畳で床暖というものがあるから、かえってやりやすかったかも。かもの話ですよ。

まちづくり推進課長 ですから、詩歌室については、もともと和室であったものをそもそもああ

いう形で開放していますので、それはその時点で改修を行っています。

会 長

なるほど。委員の皆さん方はやっぱり屋内のことも非常に気にかけていらっしゃるわけで、景観重要建造物というのは、景観、街並みのやはりシンボルになるようなというのが一義的な意味なのですけれども、そういう意味では、内部、外部一体ですからね。内部、外部一体で建物の価値があるので、そういう意味では、ぜひ屋内部分についても、適切な維持管理の文言の中には、適切ないわゆる材の選定だとか、仕様の検討というものも含めていただくと、より一層よくなるのではないかなと思いますよね。

せっかく良好な景観を形成している建物と一体的な庭園とか、塀とか生け垣というのは、それは全体で景観重要建造物に指定するというような文言があるので、建物というのは内部も含めた意味で捉えていただくといいのではないかなと思いますね。

結局、建具だって、建具そのものがやっぱり外部の見栄えにも、それから内部の機能にも影響してくるので、それはもう同じ話なので。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

では、とりあえずちょっと審議案件2のほうも含めて意見をいただいてよろしいですか。審議案件2について、景観重要樹木のほうはいかがでしょうか。これも同じように資料2のほうで指定の対象と指定の理由というものが記載されていますので、その部分をご検討いただいて、ご意見があったらいただきたいと思うのですが。

どうぞ。

委 員

これも、当然、賛成ということですが、ついでにはというレベルです。

現状、あそこの公園でも、ボールで遊んではいけないよとか、いろいろな地域の方との協働だということで、地域の方から使い方のルールが書いてありました。

さて、現状、きょうは使われていないというのはいたし方ないですが、あそこはどういう使われ方をするのだろうかというのが、ちょっと見えにくかったのです。

それで、いずれにしても、地域の方がぜひ残そうということで進んできているものですから、地域の方はどう使いたいのだろうかというのがあると思うのですが、そういう意味合いで、これも維持管理の部分です。

これからどういうふうに公園に手が加わっていくのかなということを伺いたいと思います。あのままだと、誰が一体どう使うのだろうというのがまるで見えないのです。子どもが使うなら、もうちょっとそれらしい環境があるはずですし、壮年の方は使わないのでしょうかけれども、高齢者が使うなら、それなりの環境が、もうちょっと違った環境があるだろうし、今の環境のある部分をもっと補強しなければいけないという部分ですよ、ベンチだとか、その他もろもろ。そういうようなところが、これからどういうふうに公園が維持管理の中で手が加わってすばらしい公園になっていくということになっているのだろうというのが疑問に思えたというところなのです。疑問というか、わからないなというところだったのですね。その辺、どういうふうになっていくのかなというのがあれば教えていただければと思います。

会 長 指定の対象の沿革のところには、「公園の設計、維持管理等については、地域住民の参画を得て、検討が行われた」という一文が入っているのですが、少し今のご質問について説明ができるような内容があれば、披露いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

みどり公園課長 ざっくりなのですけれども、ケヤキをシンボルとした公園として残そうというふうなことでございますので、阻害するようなものは残さないで、なるべく土を基調にした広場というふうな考えです。

また、小さいお子さんについては、近くに井萩公園という公園がありまして、そちらに遊具があります。ですので、あくまでも木をシンボルとして木を目立たせられるような、そういう公園ということでの整備ということで、区民の理解を得て整理を進めたという経過でございます。

委 員 個人的な私のイメージと多少違うところがあるので、そこがどういうふうにつながっていくのかなというのを実は理解したいというところなのですが、例えば、この植栽は地元の人たち、私たちが植えたのですよというものも書いてありました。それはそれでなるほどなと思ったわけです。

だから、あのままで何もしないのではなくて、もうちょっと、今、前面道路際は花は咲かない植栽でしたけれども、では、今後、もうちょっと花がつくようなものを考えられているのかなとか、そういう中で、維持管理、では補助金だとか、助成金だとか、そういうものを出すということもあるのかなと、そういうところまでだんだん踏み込んでいくわけですよ。子どもたちは、近くの公園だから、せいぜい何らかの形でちょろっと来るだけというようなことになっ

てくると、ではあれは外からこうやって見ているだけなのとか、今の環境だと、それではもったいないではないですかとか、そういうふうにもイメージが行ってしまうものですから、さてどういうふうにあそこがよりすばらしく活用ができるような公園になっていけるのかなと。そのためのサポートというのも考えていただくと、よりよい地域との協働になっていくのではないかなといったようなところだろうと思うのです。という意味合いだったのです。

会 長 ありがとうございます。いかがですか。何かご意見どうですか。お考えありますか。

みどり公園課長 日常管理において、見ている中では、ベンチ等ありますので、そこで休まれる方は多いです。読書をされているような方も見受けられます。そして、近くにお向かいにお店屋さんがあったと思うのですけれども、その方々が結構協力的に見ていただいているような状況でございます。

 ですので、今回、参考資料のほうで新聞記事をつけさせていただきましたけれども、開園してから少し年数がたつということで、皆さんの記憶から薄れてしまうというふうなことがあります。このような本をつくられたということも聞いています。ですので、今回、貴重木が景観木になるということで、また、ケヤキへの関心ということを高めていただきながら、公園のほうとしてみたら、地域のシンボルとして親しんでもらう、そして足を運んでもらいたい公園の1つにしていきたいというふうに思っております。

委 員 景観木にするということ自体はすばらしいことだと思います。

会 長 ほかにご意見いかがですか。

 どうぞ。

委 員 質問なのですが、維持管理費を伺ってもよろしいのですかね。

会 長 わかる範囲でお答えいただければ。

委 員 両方ですけれども。

会 長 では、まず幻戯山房（角川庭園）、それからけやきと、大体の。幻戯山房は、だから、これはあそこのきょう現場で拝見しましたけれども、維持管理されている方々、あれは直轄ですか。あれは違いますね。

まちづくり推進課長 業務委託です。

会 長 業務委託ですよ。それから、公園のほうは直轄ですよ。

みどり公園課長 角川のほうの委託費なのですけれども、ざっくりで900万ぐらい。

事務局 あと高垣なんかは、ちょっと専門の業者に出すので、それプラスアルファで

す。

みどり公園課長 900 万ぐらいです。そして、あと坂の上のけやきにつきましては、通常の公園の範疇の中でやっていますので、ここだけを取り上げて幾らということはちょっと出ていません。ただ、維持管理において、1ヘクタール当たり、目安として1,000万ぐらいですね。ですので、ここが855平米ですので、目安金額と面積で計算してもらえるとよろしいかなと思っています。あとは、ケヤキだけに関しては、あと樹木診断とかその辺がありますので、これまで台風被害での補強等をしてきたという部分では、あのケヤキについては500万ぐらいかけてきてございます。

会 長 いかがでしょうか、〇〇委員。足りないとか何かそういう……。

委 員 いやいや、結構かかるものだなというふうに思います。でもしようがないというか、やっぱり維持していくためにはそれだけのお金が必要なのだということですかね。

会 長 多分、委員の方々の恐らくご懸念は、今の維持費のことも含めてですけれども、ケヤキのほうですけれども、例の対面にある喫茶店のご主人を中心としてずっと絵本をつくられたりとか、ケヤキの重要性を周知するような区民のお取り組みがあつて、ようやくこういうふうな守れることができているのだと思うので。

つまり、景観重要樹木に、今回、指定させていただくのを契機に、やっぱり杉並区民共有の本当に財産だということになるのでしょうかから、そういう意味では、広く杉並区の人たちが来たときに「ああすばらしいね」と思えるようなしつらえを維持して、その現場の技術的なことも含めて、それから予算的なことも含めて維持をしていってくださいねというふうな、そういうふうな趣旨だと思うのですよね。

だから、そういう観点から見たときに、ちょっとこれはどうかなというのがあれば、そこはこれを契機により改善していくという取り組みがこの景観樹木になってしかるべきだろうと思いますので、例えば、景観阻害要因とまでは言わないけれども、あまりその……。この後の話にも出てくるのだと思うのですが、10月に標識を設置するとか、今後のスケジュールで出てくるのだけれども、標識の仕様についても、今ある「犬のふんをしないようにしましょう」なんていうものも含めて、あまり必要十分な情報は流れているのだけれども、景観的にどうでしょうかという目で見ると、まだまだ改善の余地もあるでしょう

から、そういう意味では、これを契機にして、全体としてやっぱり調和的な景観、本当にシンボリックな樹木とその周りの公園空間というふうになっていくようになるとよりいいですねというふうな、そういう応援メッセージも含めたご意見だと思いますので、そこはちょっと工夫をこれから維持管理の中でしていただければなと思いますけれども。これまでの取り組みは、これは全面的に多として、住民の方々、区民の方々のお取り組みを了とした上で、せっかく重要樹木になるのだったら、これを契機に少しそういう維持管理上の改善というか、工夫ですよ、そういうのをぜひお願いしますというようなことかと思えますけれども。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

委 員

2番目に景観重要樹木について指定理由を読ませていただいて、非常に有意義な指定かなと思います。

それで、参考資料3というのに、リストの一覧表がありますけれども、これは、今後、この中からまた重要樹木というのは指定されていくというイメージでよろしいでしょうか。

それから、もう一つ「貴重木一覧」表というのは、これは自己申告とか、何かどういう形でこれは上がってきているのか。

もう一点、これは1本1本の樹木なのですけれども、例えばきょうは見られなかったのですけれども、荻外荘の善福寺川周辺というのは、アカマツ林が結構あるのですが、そういうものの群としてのアカマツですとか、あと南荻窪に14本のケヤキ、これは〇〇さんのところですが、こういったものの指定というか、そういうものは、今後、1本1本ではなくて、群としての何かやっていくイメージみたいなものはあるのかというその2点。

会 長

では、事務局、いかがですか。

まちづくり推進課長 今後の見通しという意味のことなのかと思います。

今回、坂の上のけやき公園の指定は、そういった意味で第一段階とっております。景観審議会、この前のご意見の中でも、やはりまず公共の区のそうした樹木などを指定することで、景観づくりの姿勢を見せる必要があるというようなご意見をいただきました。それらも踏まえて、一段階として、まず、区の公園の樹木を指定するという考えでございます。

したがって、まずはそうした公共のものから、区のものから考えていくことになるかなと思っています。

それで、やはりとりわけ大事なものは、先ほどスケジュールでもご説明しましたように、こうしたものをご周知していく中で、やはり今後区民の方にそうした制度を含めて知っていただくというふうなこと。それらとあわせて指定の効果も検証しながら、そうしたさまざまな民間樹木の指定の可能性というようなこともまた検討していきたいというふうには思っています。

それから、今、2つ目の個別のいろいろいわゆる屋敷林的な部分ですか、樹林的なことでのご質問でございました。

そういった意味では、民間の樹木という意味では、この次のステップなのかなと思っておりますけれども、景観重要樹木ということは、制度的には1本1本の指定になるのですが、そういう1本1本の樹木の中で景観、まちづくりに寄与するような樹木を指定するというような考えはございますけれども、その辺も今後の検討課題かと思えます。逆にそういう場所を教えていただいたということ……。

委 員

この参考資料1の地図の中で大田黒と荻外荘と。これは今後、公園などに指定したところなのではございますけれども、この辺はやはり景観の重要な要素として、さっきの松林なんかは結構重要だと思うのです。それで、これは民間の敷地にも、多分またがっていると思うので、何かそれを早急にやらないと、ただ、屋敷と庭だけ残っていくというのが、ここの地域の景観価値を上げるものとはまた違うと思うので、そうした屋敷林というか、そういった群としての、群れとしての情報を残して、また何かあれば、非常に将来的に地域として価値が高まっていくのではないかなというふうに思います。

会 長

公共が維持管理、所有されているものがある程度優先的になるのだとは思いますが、今後、宗教法人だとか、寺社仏閣だとか、屋敷林だとか、個人所有のものも含めて、あるいは学校だとか、学校法人を持っているようなものだと、割とまとまった景観の樹木の候補はいろいろ杉並区は確かにをお持ちでしょうから、きょうのこの審議会の中の審議の事項とはちょっと別なものですけれども、景観計画の、後ほど説明があると思いますが、せっかく新しくもなったし、その重要樹木についての今後の取り組みの考え方みたいなものを次回でもいいと思うのですが、審議会の後にでも意見交換会でもいいのですが、ちょっと切り分けて少し皆さん方からご意見をもらっておくと、次の計画の運用上のポイントになるかと思うので、ぜひそういう機会を設けてみてください。そして、またそのときに意見をいただくといいのではないかなと思います。

ちょっと審議事項とは直接なかなかなじみにくい話なので、そこは意見交換の場を、時間をとっていただくといいのではないかと思いますけれども。

ほかにいかがでしょうか、審議について。

よろしいですか。

副会長、まとめて資料1と資料2と。

副 会 長

あとの話とちょっと関係するのですけれども、指定はいいとしたとして、今後、どうするのかというのが、私たちの手を離れて、どうなっていくかというのは、やっぱり不安なところがあるのですよね。

1つは、その指定に関してそれを判断する。それが区の判断になるのか、区と住民さんの判断になるのか、あるいは条例で何らかの基準を決めて、もう一度何か有識者がかかわれる判断をするのか、そういったことは、今、会長がおっしゃったように、今後の指定後の景観重要建造物、樹木に関しての区の考え方を一度示していただいて、それにかかわったらいいいのかなと。

例えば、今度、台風が来て、このケヤキの枝一部が折れたときにどう対応するのか、そういったものは決めるのか、決めないのか、臨機応変にやるのか、あるいは先ほどの床材をどう変えるのかというのも、多分、どこかで景観といういろいろなものを守っていく、これからどうするかというところが非常に重要になると思うので、それは今後のこのモデル地区の景観づくりの推進の方針とも絡めて、また後でお話しいただければなと思います。

1つだけ感想としては、幻戯山房の北側が区道に接する形で配置されており、道路から容易に望見することが可能であるというのがあったのですけれども、何か裏側が見えていて、丸見えだなという印象を持って。身障者用のスロープをつけたのでしようがないのかと思うのですけれども、あれはあれでいいのかなという、何となく感想を持ちました。

それから、急いで標識をつけなければいけないのですが、標識のデザインを格好よくしておかないと、標識をつけたので景観が悪くなったと言われないうにしていなければなと思います。もう決まっているのですか、標識の形とかは。

まちづくり推進課長 まだです。

副 会 長

以上です。

会 長

今後、民間所有者の方々が「ぜひうちにもつけたい」と思うような標識にしてくださいね。予算との兼ね合いがあると思いますが。プレート大事ですよ。

結構。

それでは、資料1、資料2、あわせてですが、景観重要建造物と景観重要樹木の指定（案）について、区長から答申を受けている2つの審議案件について、この資料1、資料2の内容そのものについての修正は、多分、今のご意見の中でもなかったと思いますので、審議については、これは両方ともあわせてお認めするという事によろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 ありがとうございます。

ただ、なお、今、幾つかご意見をいただいたものについては、これは附帯というふうに言ってしまうとまたかたくなってしまうのだけれども、この審議案件2件をお認めした上で、今後の維持管理、特に建物と樹木、公園一体ですので、いずれもその利用も含めた維持管理の方策をどういう場でやるのかとか、住民と区がどこでコミュニケーションをとるのかとか、管理委託をやっている事業者さんと区のほうで、具体的にどういう場で協議をするのかとかというのは、ちょっと次回ぐらいに、こういうふうに検討していますぐらいにお見せいただくと、今回、これは第1号なので、今後のことを含めていいのではないかなと思いますので、ちょっとそれだけ、附帯にはしなくてもいいのだけれども、意見、お願いぐらいの感じで、ちょっと事務局のほうにお願いをさせていただきたいと思います。

よろしいですか。事務局のほうで。

まちづくり推進課長 わかりました。

会 長 さて、それでは、時間もあまりないので、報告案件のほうに移ってよろしいでしょうか。

まちづくり推進課長 会長、申しわけございません。ちょっと資料のほうで、一部修正……。

資料2番のほうなのですが、④の「樹容」のところ、2行目のところで「平成26年」と書いてございますが、これは正確には「26年度」になります。

会 長 「年度」ね。

まちづくり推進課長 指定は平成27年になっていますので、「26年度」ということで修正をさせていただきます。申しわけございません。

会 長 それからあとは、標識については、やっぱり気になるので、原案ができたぐらいのところ、時間がない中恐縮ですが、会長、副会長ぐらいにちょっと一度、ご連絡、ご報告いただけますか。

それで委員の皆さんよろしいですか、一応。我々2人が言ったところでどうなるかわからないのですが、一応拝見しておくということではよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会 長 では、それもあわせてよろしくをお願いします。

では、報告案件のほうをお願いします。

まちづくり推進課長 それでは、報告案件でございます。

まず、杉並区景観計画の改定につきまして、ご報告をさせていただきます。

本日、席上のほうにお配りさせていただきました杉並区景観計画ということで、できたてなのですけれども、製本としてまとめることができました。昨年からの審議会の中でご議論いただきまして、ありがとうございます。

そういった意味では、最後にご意見をいろいろお伺いして、それはできる限り反映をしたという状況ではございますが、6月に改定を行いまして、その後の動きを少し口頭で恐縮ですがご紹介をさせていただきます。

1つは、今、ご審議をいただきましたとおり、景観重要樹木、これは景観計画の中に盛り込んだところです。したがって、条例の改正が必要になります。これは杉並区議会の第2回定例会で景観条例の一部を改正する条例をご審議いただきまして、条例の改正が行われたということが1つございます。

それから、この景観審議会、おおむね1年ほどいろいろご議論いただいた中で、やはり普及啓発という部分でいろいろご意見をいただきました。これについては、これからのことでございますけれども、次年度以降になろうかと存じますけれども、区の広報物、景観録などを使って、特にご意見の中でやはり地域の特性というものの紹介というようなこともございました。そうした点も、今後の発行物の中でぜひ取り組んでいきたいというふうに考えてございます。それが2つ目でございます。

それから、3つ目は、これは最後のご報告のことも絡むのですけれども、同じく普及啓発の中で、事例集というようなことで発行を考えていきたいと思っております。

これは景観の事前協議のさまざま行われる中で、良好な景観形成に寄与したそうした事例、民間開発の事例、そうしたものもご紹介するような形で事例集というようなことも、今後取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

最後、4つ目でございますけれども、これはページ数でいいますと、この景観計画の49ページのほうになるわけでございますけれども、やはりこの景観

審議会、改定のいろいろご議論をいただいた中で、もう1つ、非常に大きな課題でありましたのは、景観事前協議の担保性といいますか、そういう部分であったかと思えます。

これにつきましては、現在のこうした景観条例とか、その枠組みの中で、どうことができるかということで、この協議の過程の中で、要するにご審議をいただいて、それについてどういう対応をするかということをご報告いただくというようなことを1つルートとして加えたと。この49ページのフロー図でいいますと、一番上のところといいますか、「事前協議」と左側に書いてございますけれども、その流れ、フロー図の中で、「事前相談」から始まりましてという箱があつて、右側に矢印、「事前協議書」と書いてございます。この提出を受けてご審議をいただいて、意見を事業者に戻すと。

今まではそれで1つ完結していたわけですが、今度は、この協議の過程の中で、「対応見込み」というものをご報告いただくというようなことを加えたということでございます。

この運用につきましても、景観専門部会の委員の皆様にもご相談をさせていただきまして、運用を開始していきたいというふうに思っております。

こうした取り組みとあわせて、先ほど申し上げた事例集、この事前協議の中で、良好な景観形成に寄与されたような民間のそうした事例については、その事例集の中でもご紹介していくというようなことで、よりこの協議の充実、また事業者等のご理解を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

景観計画につきましては、以上でございます。

会 長

どうもありがとうございました。

いろいろな審議の意見をうまく整理いただいて、取りまとめ、編集いただいたと思います。事務局の皆様にはどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。大変いい冊子になったのではないかなというふうに思います。

それでは、もう1件報告がありますか。専門部会の審議結果について。

どうですか。報告の2番目。

まちづくり推進課長 では、もう1つの報告のほうでございますけれども、まちづくり景観審議会資料3ということで、景観専門部会の調査審議の結果ということでご報告をさせていただきます。

今回のご報告の分は、28年5月30日に実施した平成28年度第2回景観専

門部会、それから第3回と第4回の景観専門部会に関してのご報告をリスト化したものでございます。

第2回につきましては、特別養護老人ホームの事前協議が行われるとともに、1枚おめくりいただきますと、中学校、小学校などの外壁の色彩の変更などが議案としてあったというところでございます。

また、1枚おめくりいただきまして、第3回、7月の景観専門部会の中では、荻窪駅前の大規模商業施設の色彩等の変更ですとか、あるいはその次のページでございますが、下井草5丁目計画、これはスポーツクラブや保育園でございますけれども、そうした新築の事前協議。

さらにおめくりいただきますと、その後、3件ほどでございますが、公共施設に関する事前協議が行われているというところでございます。

それから、この資料の9ページ、第4回の景観専門部会でございますが、こちらにつきましては、マンションの外観の修繕ということに加えて、その次、10ページになりますけれども、高井戸東4丁目計画の新築についての審議ということでした。

それから、11ページ以降は、公共施設の整備ということで、橋梁、橋の色彩の変更に関する案件が3件と、子ども・子育てプラザの色彩の変更、それから、高円寺地域の小中一貫教育校の新築というようなことがございました。

高井戸東4丁目計画につきましては、第3回、第4回の中で、2回いろいろご議論をいただくような形でまとめてきたと、ご審議をいただいたというような結果がございました。

簡単でございますが、以上でございます。

会 長 報告案件2件ですが、いかがでしょうか。これらについて、ご質問なり、何かございますでしょうか。

副会長、いかがですか。

副 会 長 ちょっと確認したいのですけれども、1回、専門部会で大きく差し戻した案件というのはどれになりますか。

まちづくり推進課長 10ページにございます「杉並区高井戸東4丁目計画の新築」でございます。

副 会 長 この10ページの案件と13ページの案件は、少し大きな問題が含まれています。景観的には「異議ありません」というまとめになったのですけれども、10ページの(2)の高井戸東4丁目の計画に関しては、一度出されてきたものが、

私、このときは欠席だったのですが、委員長と委員の方の中で、やはり景観の配慮が、ルールにはのっとっているのだけれども、十分ではないのではないかとということで、配置にまである程度配慮してくださいという話をしたのです。それは、事業者には受け入れられなかったのですが、かなり、自分の敷地の南側をあけて北側に寄せてという計画をしていて、ルール上問題はないのだけれども、もう少しどうにかできないかという話があって、それはもう、多分、専門部会の時点でいただいても、事業者さんも直せないし、こちらでも直せないねという話をしている、事前の相談の段階で、ここはこういうふうなところをもう少し配慮してくださいねと言っておいてもらったほうがいいのかなという話がありました。

13 ページの案件は、もともと中学校でしたか、小学校でしたか。もともと小学校だったところに、約倍の規模の小中をつけてしまうという、建物を校庭があつて校舎があるところに、倍のボリュームを乗せるという計画、さらに、今まで校庭だったところに建物を建てて、校舎だったところを校庭に変えるという、周辺住民からすると、環境が一変するところが非常に大きな問題になっていました。

ここに幾つもの文言があるのですが、非常にそもそもの問題として、周辺に住まれている方が、将来、公園の前に住むということだと、景観、日差しを考えて、それに見合った価格で住居を買うというところに対して、中高一貫校では大転換が起こっているというのが、非常に難しいものだと。ただ、景観で言えることは限られているので、ここはかなり多くの注文がありますけれども、できるだけ高さを抑えて、あるいは色を抑えて、あるいは植栽をしてということを行うにとどまってしまう。

というところが、何となくそれぞれ異議がないわけではなく、異議がある中で、少しちょっと起伏があつたということだけご配慮いただければいいかなと思っっています。

やはり、専門部会の最終段階で、事業者さんにコメントをするというだけではうまくいかないもので、多分、事前相談の段階でこういうものをしていただきたいですということと、これまで相談をしたときに、ここが指摘されて、こういうものがありましたよという事例集、さらにいいことをやったところには、これはいいですねという報酬というか、ご褒美というか、褒めてあげるみたいな、多分、事前にやって、こういう例があつて褒められますよという、3つ

ぐらいをちゃんとやらないと、ただただ会議の席で意見を言うだけでは成り立たないのではないかなという話をしたと記憶しております。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

後段の、今、仮称事例集と言っていますけれども、要するに事後評価をきちんとして、いいものについては、それが指針になるような意味での可視化できる材料をきちんと公開しましょうということですね。

これはもう先ほど、事務局からも、3番の報告案件の①、だから報告案件の1番目のところで少しご説明がありましたけれども、これはもう準備の段階というか、本当に運用開始できるようなものをもう着手するというつもりで少し準備を進めさせていただきたいというふうなことで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1つ、前者のほうのコメントは、なかなかこれ大規模建築の一応ルールにはのっとして、区のほうでもやられているのだと思うので、周辺住民への説明だとかも踏まえられているのだと思うのですが、なかなか強烈な反対運動でも起きないと、なかなかこういうものというのは、変えられないことがよくあるのだと思うので、難しいところが確かにありますよね。

要するに、コメントとして評論家になるわけではないのだけれども、ではどうすればいいかと言われると、多分、景観の中ではやり切れないところがあると思うのですが、とりわけ文教施設の悪いところというのは、おっしゃったとおり、校庭があいているので、そこに移してネガポジを反転させる建替えは、よくどこでもやられるので、周辺への影響は非常に大きいと思うのですが、そういう中で、できれば学校開放とか、校庭開放とかということで、周辺の直接影響のある範囲の皆さん方にも、学校のその施設を利用させていただく機会を通して、開かれた学校、セキュリティは大事だけれども、地域に開かれた学校拠点というものを標榜して、それを実現していく以外になかなか理解いただく方法はないような気がするので、これは教育委員会のマターだとか、学校管理のことはやはり安全上の問題、特に小中一貫の場合は子どもたちがいるので、安全上の配慮も必要なのだけれども、そういう意味では、防災時の拠点になるとか、いろいろな意味での地域貢献ということを少し丁寧に説明していくしかないのかなという感じがしますけれどもね。圧迫感とか日照とか通風とかという、環境変化は確実に起きると思うので、これはプラスにもマイナスにも、当然、

なると思うのですが、そこは少しご理解いただく方法が必要ではないかなと思います。

今の副会長からも、専門部会のことについてコメントいただいたのにも関連するのですが、これは僕も拝見してちょっと気になったのは、8ページなんかは、これは桃井第二小学校の新築でこれも学校なのですが、要するに、やっぱり学校は公共施設で、色とかフェンスとか外構とか遊び場とかという、あとは樹木、この辺がやっぱり8ページでも、随分参考意見で出てきているように拝見できるのですけれども、この辺は、多分、去年もおととしも同じような話が随分出ていたような気がしていて、小学校とか学校施設の建てかえだとか、新築のときの敷地利用とか、あるいはいわゆる敷地周りにあった校庭の木の保存の努力とか、いろいろなことが意見として出ていると思うので、何かやはり少し学校施設建設課というのですか、担当部署はわかりませんが、国立大学だと文科省の施設整備部というところなのですけれども、区立だとそのご担当のところ、やっぱり少しかのりの懸念を持っているというのも、改めてお伝えいただくということが必要ではないかなという感じもいたしますので、いい頃合いを見計らって、そういう意味でも、事例集を早めにつくって、できればその事例集を示しながら、少しこちらからのお願いというか、ご相談というものもするのは必要ではないかなという感じもいたします。

だから、工夫ができる範囲でしかできないと思うのですが、その工夫もぜひ前向きにさせていただくということは。とりわけこの色とかというのは、何かちょっと色ぐらひはもうちょっと意見が出ないぐらひにしてほしいなという感じはしますけれどもね。これぐらひやってきているのだから。この辺はいかがですか。何で同じような色の話が何回も出てくるのだろうかというふうな感じはしますけれども。

まちづくり推進課長 先ほど、副会長からお話もございました。こうしてほしい、それから事例集、それから検証という部分ということ、非常にわかりやすいお話を伺ったかと思しますので、事例集の整備に向けて準備はしてまいりたいと思います。

会 長 ぜひよろしくお願ひします。

さて、そういうことで、では、報告案件2件について、一通りよろしいでしょうか。

それでは、一応、議事としては、審議案件2件、報告案件2件、一応審議並びに質問、意見を取りまとめさせていただいたと思いますので、事務局にお返

しをしたいと思います。よろしくお願ひします。

まちづくり推進課長 本日はありがとうございました。

次回のまちづくり景観審議会の予定でございますが、本年度内、もう一度、ぜひ開催をさせていただければと思っております。

時期等はまだ未定でございますけれども、本日、いただいたいろいろ宿題、ご意見もでございます。景観重要樹木の今後のお話もございました。

その点も踏まえて、また日程のほうを時期が近づきましたら調整させていただきたいと存じますが、年度末にはなろうかと思ひますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。以上でございます。

会 長

それでは、第2回まちづくり景観審議会をこれで閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

— 了 — (16時13分)